

# ASHCARE訪問看護ステーション

## 高齢者虐待防止のための指針

### 1 基本方針

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者的人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待防止のために必要な措置を講じなければならない。

ASHCARE訪問看護ステーション（以下「事業所」という）は、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法の基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、すべての職員は本指針にしたがい、業務に当たることとする。

### 2 高齢者虐待の定義

#### （1）身体的虐待

暴力行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える、又は与えるおそれのある暴力を加える事また、正当な理由なく身体を拘束すること

#### （2）介護・世話の放棄放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること

#### （3）心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動

#### （4）性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者にわいせつな行為をさせること

#### （5）経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

### 3 虐待防止のための具体的措置

当事業所では、虐待及び虐待と疑われる事案（以下「虐待等」という）の発生の防止等に取り組むにあたって、「高齢者虐待防止委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする

#### （1）設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施する

#### （2）虐待防止委員会の設置

- ①委員会の運営責任者はは管理者が務める
- ②委員会の委員は、職員全員とする

#### （3）虐待防止委員会の開催

- ①委員会は委員長の招集により年に2回以上開催する
- ②虐待事案発生等、必要な際は隨時委員会を開催する

#### （4）虐待防止委員会の審議事項

- ①虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員へ周知に関すること
- ②虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ③職員の人権意識を高めるための研修計画策定に関すること
- ④虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関すること
- ⑤虐待が発生した場合の対応に関すること
- ⑥虐待の原因分析と再発防止策に関すること

#### （5）虐待防止の担当者の選任

虐待防止の担当者は、管理者とする

### 4 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する虐待防止のための研修は、虐待の防止に関する基礎的内容等の適切など（適切な知識の普及・啓発）と併せ、事業所における虐待防止の徹底を図るものとする

#### （1）定期的な研修の実施（年1回以上）

#### （2）新着人職員への研修の実施

( 3 ) 研修の実施内容については、出席者、研修資料、実施概要等を記録し、保管する

## 5 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

( 1 ) 虐待等が発生した場合は、速やかに行政機関に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める

( 2 ) 客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職等の如何を問わらず厳正に対処する

( 3 ) 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する

## 6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

( 1 ) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する

相談窓口は、3(5)で定められた虐待防止担当者とする

( 2 ) 利用者の居宅において虐待等が発生した場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につながるよう努める

( 3 ) 事業所内で虐待等が発生した場合は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める

( 4 ) 事業所内における虐待等は外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す

( 5 ) 事業所内において虐待等が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報し、改善に向けて取り組む

## 7 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等の連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する

## 8 虐待等にかかる苦情解決方法

- ( 1 ) 虐待等の苦情相談については、苦情受付者は受付内容を担当者（管理者兼務）に報告する
- ( 2 ) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する
- ( 3 ) 対応の結果は相談者にも報告する
- ( 4 ) 苦情処理経過と結果を記録し、その後の虐待防止指針や体制の改善に活用する

## **9 利用者等に対する指針の閲覧**

職員、利用者及び利用者家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、事務所等に備え付ける  
また事業所ホームページにも公開する

## **10 その他の虐待防止の推進のために必要な事項**

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める

## **附則**

この指針は令和 4年 4月 1日から施行する